

令和3事業年度 認可事業関係業務事業計画変更

令和3事業年度における認可事業関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

(特定健診等決済代行事業費勘定)

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第139条第2項の規定に基づく事業として、保険者からの委託を受け、特定健診等の費用の決済代行業務を行うものである。

(11,397,090千円)

(1) 事業費は総額 11,950,932千円を予定している。

(2) 財 源

上記(1)の事業に要する財源は、保険者からの特定健診等の費用
(11,397,090千円)

11,950,932千円を予定している。

(被扶養者情報通知経由事業費勘定)

法第139条第2項の規定に基づく事業として、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第116条第2項に規定する通知の経由を行うものである。

(特別保健福祉事業費勘定)

法第139条第2項の規定に基づく事業として、高齢者医療制度の円滑かつ健全な運営に資するため必要なシステム改修等を行うものである。

(1) 改修等経費は総額 2,299,703千円を予定している。

(2) 財 源

上記(1)の事業に要する財源は、国庫からの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 1,092,503千円及び高齢者医療運営円滑化等補助金 1,206,273千円及び高齢者医療制度円滑運営事業関連収入 927千円を予定している。

注 括弧内は事業計画変更前の金額である。

下線部は事業計画変更後の金額である。